

さがみはら 森林ビジョン 後期実施計画

計画期間：令和2年度～令和9年度



潤水都市 さがみはら

目次

| | |
|--|----|
| chapter.1 | |
| さがみはら森林ビジョン後期実施計画について | 1 |
| (1) 策定経緯と概要 | 1 |
| (2) 計画期間 | 2 |
| chapter.2 | |
| 森林・林業に係る制度の動向や社会情勢の変化等について | 3 |
| (1) 森林・林業に係る制度の動向 | 3 |
| (2) 社会情勢の変化等 | 5 |
| (3) 相模原市の林業に関する周辺環境の変化等 | 6 |
| chapter.3 | |
| 前期実施計画における取組の評価について | 7 |
| (1) 前期実施計画における進行管理の取組 | 7 |
| (2) 前期実施計画における取組の評価 | 8 |
| chapter.4 | |
| 後期実施計画における取組について | 16 |
| chapter.5 | |
| 重点事項について | 17 |
| (1) 重点事項①【基本方針1—基本施策②イベント等の開催による普及・啓発活動の推進】 | 19 |
| (2) 重点事項②【基本方針2—基本施策③「木育」の推進】 | 20 |
| (3) 重点事項③【基本方針3—基本施策④市民が森林と触れ合う機会の創出】 | 21 |
| (4) 重点事項④【基本方針3—基本施策③多様な主体との協働による森林づくり体制の強化】 | 22 |
| (5) 重点事項⑤【基本方針4—基本施策①木材の利用拡大】 | 23 |
| (6) 重点事項⑥【基本方針4—基本施策②木材の安定供給体制構築に向けた取組】 | 25 |
| (7) 重点事項⑦【基本方針5—基本施策①健全な森林の保全・育成】 | 26 |
| chapter.6 | |
| その他の基本施策について | 28 |
| (1) 市民への情報提供 | 28 |
| (2) 環境教育の推進 | 29 |
| (3) 市民と森林の接点づくり | 30 |
| (4) 木材等の利活用の推進 | 31 |
| (5) 森林環境の保全・整備 | 32 |
| chapter.7 | |
| 持続可能な開発目標(SDGs : Sustainable Development Goals)と施策との関連性 | 34 |
| chapter.8 | |
| 進行管理と令和10(2028)年度以降について | 35 |
| (1) 実施計画の進行管理について | 35 |
| (2) 令和10(2028)年度以降について | 35 |
| chapter.9 | |
| 資料編 | 36 |
| (1) 後期実施計画策定の経緯 | 36 |
| (2) さがみはら森林ビジョン審議会名簿 | 36 |
| (3) さがみはら森林ビジョン審議会規則 | 37 |
| (4) さがみはら森林ビジョン実施計画検討会議設置要綱 | 37 |
| (5) 用語の解説 | 39 |

1 さがみはら森林ビジョン後期実施計画について

(1) 策定経緯と概要

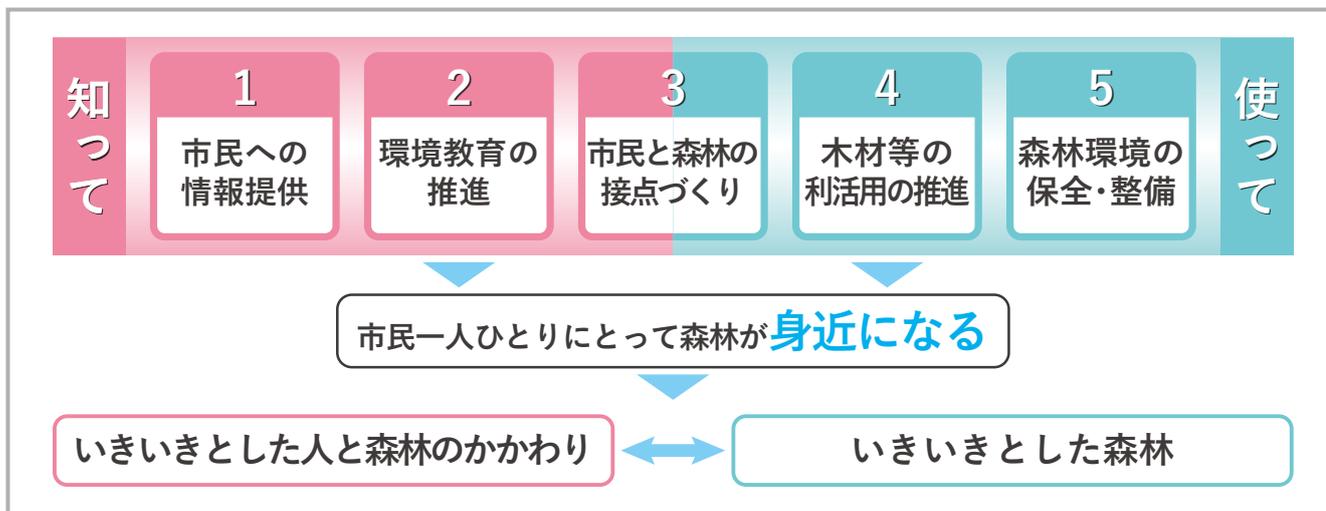
相模原市は、市域の約6割を森林が占める「森林」と「市街地」を併せ持つ都市であり、また、神奈川県の水がめである奥相模湖、相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖及び城山湖を有し、それらを取り巻く森林は水源環境保全のための重要な役割を担っています。

しかし、木材価格の低迷や林業労働者の減少、林業経営における採算性の悪化等から、森林に対する所有者の管理意識が低下し、手入れ不足の森林が増えたことにより、水源かん養や山地災害防止、木材を始めとする林産物の供給等、森林の持つ多面的機能の低下が憂慮されています。

このため、本市では貴重な森林資源を保全・再生し、循環・継続的に利用することにより、これら豊かな森林を健全な姿で次世代に引き継いでいくため、平成22(2010)年度に「さがみはら森林ビジョン(以下「森林ビジョン」という。)」を策定しました。

森林ビジョンでは、「知って、使って、身近になる」をキャッチフレーズに、「いきいきとした人と森林のかかわり」と「いきいきとした森林」の実現を将来像とし、また、そこに至るための5つの基本方針(①市民への情報提供、②環境教育の推進、③市民と森林の接点づくり、④木材等の利活用の推進、⑤森林環境の保全・整備)とそれぞれに対応する基本施策を示しました。

図 森林ビジョンの基本方針

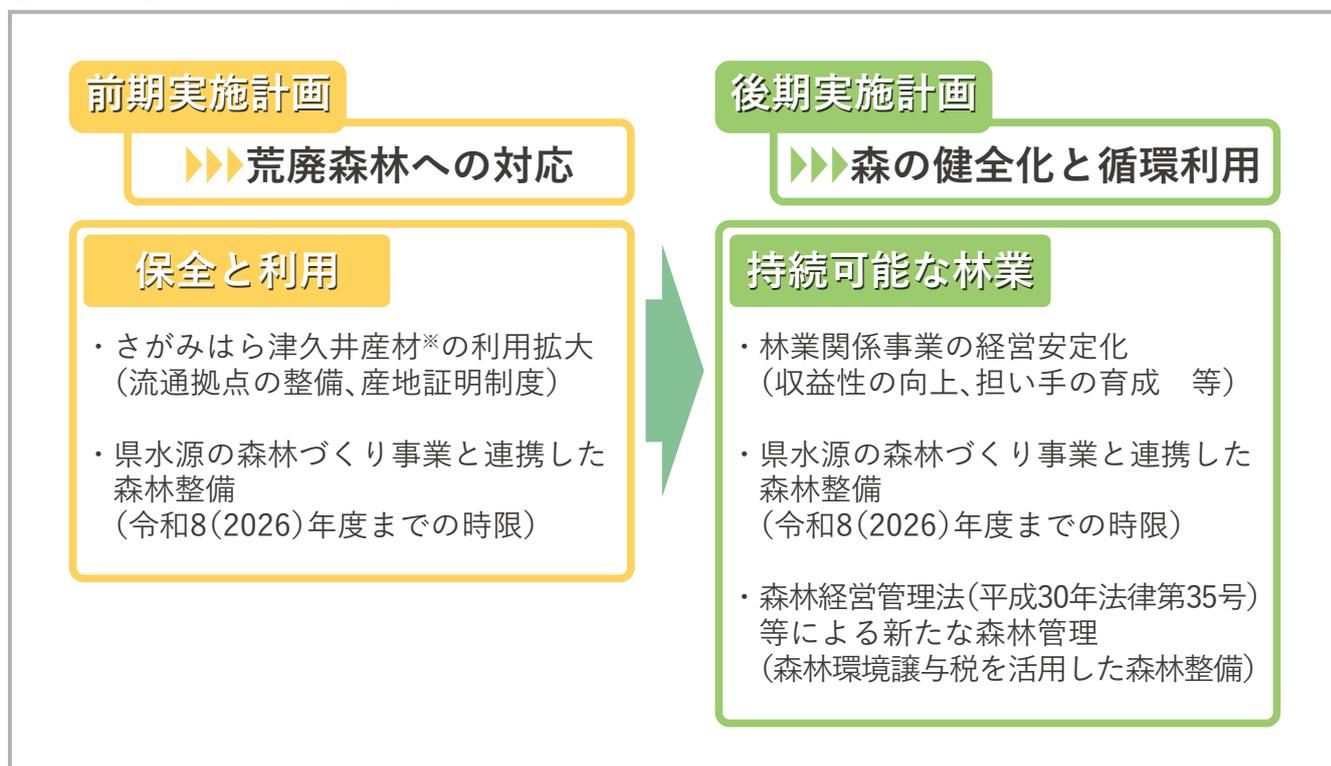


森林ビジョン策定後、これらの基本方針を確実に実現すべく、平成25(2013)年度から令和元(2019)年度までを計画期間とした「さがみはら森林ビジョン実施計画(以下「前期実施計画」という。)」を策定し、森林の保全・再生に向けて、木材の利用拡大や森林の適正管理等の重点事項を中心に施策を推進し、森林の健全化と水源林としての機能の回復が徐々に図られてきました。

「さがみはら森林ビジョン後期実施計画(以下「後期実施計画」という。)」の策定に当たっては、市内の森林面積や材積量、林業経営体数・林家数等は、前期実施計画策定後も大きな差異は見られないため、基本方針、基本施策及び主な取組項目については継承し、森林ビジョンの実現の加速化を図るため、施策の更なる推進と水源地における産業としての林業振興の観点から、重点事項の位置付けを中心に見直しを行います。

今後は、水源地として水源林を保全するため、一定面積以上の皆伐が制限されることや、近年、気候変動に伴い想定を上回る豪雨等により森林の国土保全機能が損なわれていることなど、産業としての林業には制約が大きい条件の中、引き続き間伐による森林の育成を中心としながら、将来的には適切に配置した小面積皆伐及び植栽により森林資源の循環利用を目指した林業振興に取り組みます。

図 実施計画における取組内容の変化



(2) 計画期間

後期実施計画の計画期間は、「相模原市総合計画」及びその他の部門別計画に合わせ、令和2(2020)年度から令和9(2027)年度までとします。なお、内容については、おおむね中間時点で見直しを行うこととするほか、社会情勢の変化等に応じて適宜変更、修正を行うものとします。

※ 前期実施計画においては、津久井地域の森林及びそこから産出される木材を中心とした取組の観点から、市内産材を津久井産材と呼称してきましたが、後期実施計画においては、従来の水源の森林づくり事業のほか、森林環境譲与税を財源とする森林整備を広く市内で取り組んでいくことを考慮し、産出される木材の呼称を「さがみはら津久井産材」とします。

2 森林・林業に係る制度の動向や社会情勢の変化等について

後期実施計画の策定に当たっては、前期実施計画策定後における社会情勢の変化に伴う森林・林業における諸施策や制度の変化等を踏まえるとともに、森林の保全から林業の振興に視点を広げ、施策の見直しを行います。

(1) 森林・林業に係る制度の動向

ア 再生可能エネルギー

平成24(2012)年7月から、再生可能エネルギー(太陽光、風力、水力、地熱及びバイオマス)を用いて発電された電気を一定価格で電気事業者が買い取ることを義務付ける「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT)」が導入され、間伐材・林地残材等の木質バイオマスの利用量が増加しています。

しかしながら、木質バイオマス発電においては燃料となる木材の安定的確保が、また、再生可能エネルギーの導入に当たっては、周辺の自然環境や生活環境との調和を図ることなど、持続可能な仕組みとすることに留意が必要となっています。

イ 木材利用に係る制度

平成26(2014)年の建築基準法(昭和25年法律第201号)の改正では、建築物において木材利用や新技術導入を促進するための規制緩和、建築関連手続の合理化を主な目的として、準耐火建築物の適用範囲が広がり、延べ面積3,000㎡を超える大規模な建築物においても木造化が可能になりました。そのため、大規模建築物に適するCLT(直交集成板)やLVL(単板積層材)等の利用・普及が急速に進んでいます。

林業振興に取り組む上では、非住宅分野での木材利用とその需要喚起が重要になります。

なお、大規模建築物は設計時に厳密な構造計算が求められるため、JAS(日本農林規格)製品が多く用いられることから、供給体制の構築及びJAS製材品の安定供給が課題となります。

ウ 林地台帳の整備

平成28(2016)年5月の森林法(昭和26年法律第249号)の改正により、効率的な森林整備等に向けた施業集約化を進めるため、市町村が森林の土地の所有者、森林の土地の境界に関する測量の実施状況等を記載した林地台帳を作成し、その内容の一部を公表する仕組みが設けられました。林地台帳は平成30(2018)年度末までに整備し、令和元(2019)年度から運用を開始しました。

林地台帳の一部を公表することで、森林所有者の関心の高まりや、森林組合・林業事業者等による施業集約化が進み、森林の健全化や地域の雇用創出、林業の活性化につながることを期待されています。

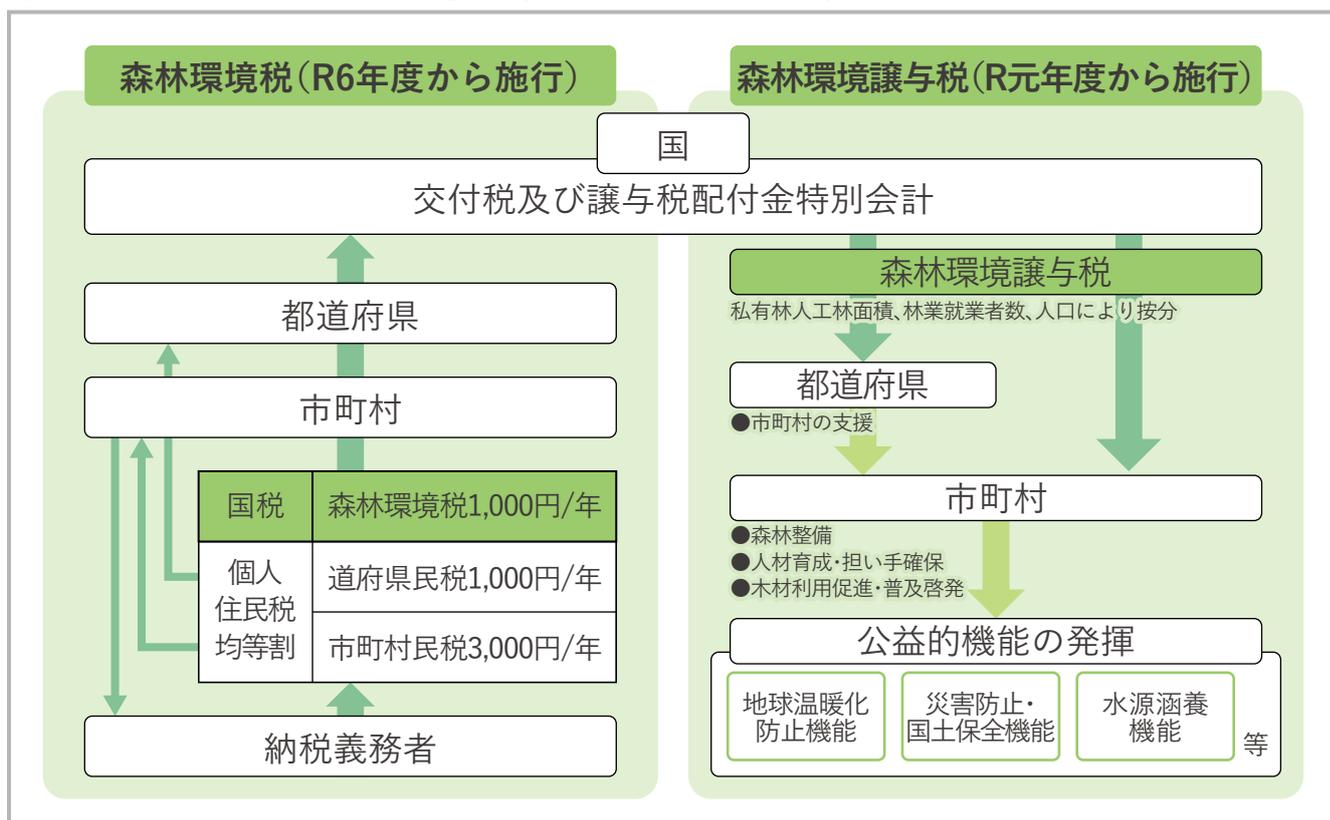
エ 森林環境税の創設と森林環境譲与税を活用した新たな森林整備の枠組

森林の有する地球温暖化防止、災害防止・国土保全、水源かん養等の様々な公益的機能を発揮するため、適切な森林の整備等を進めて行くことを目的に、市町村が実施する森林整備及びその促進に資する取組の財源として、森林環境税及び森林環境譲与税が導入されることとなりました。令和6(2024)年度から始まる森林環境税の課税に先立ち、令和元(2019)年度から森林環境譲与税の各自治体への配分が開始され、間伐や人材育成・担い手確保、木材利用促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てられることとされました。

また、平成30(2018)年5月には森林経営管理法が制定され、森林所有者に対する森林の経営管理の責務の明確化や、森林所有者が自ら森林整備できない場合の市町村が主体となった新たな森林管理システムが制度化されました。

本市では、神奈川県の水源地環境保全税を活用した水源の森林づくり事業等の森林整備に取り組んでいますが、加工品の原材料として新たな利用が進められている広葉樹林の整備や、従来の制度では対象とならない小規模な森林等についても、森林環境譲与税を活用した対応の充実が求められています。

図 森林環境税及び森林環境譲与税の仕組み(出典：林野庁 WEB サイト)



オ 国有林における民間活力の導入

平成30(2018)年6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」等において、国有林における民間活力の導入(国有林の民間開放)が改革案として盛り込まれました。

これにより、民間事業者が国有林の一定区域において、長期・大面積での使用収益ができるようになり、林業の成長産業化、木材の利活用の促進及び森林資源の適切な管理が進むことが期待されています。

(2) 社会情勢の変化等

ア 森林資源を活用した観光への取組

近年、旅行者のニーズの変化により、農業、林業、漁業等の分野において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動であるグリーン・ツーリズムへの関心が高まっています。森林についても、観光資源として活用する体験プログラム等により、インバウンド(訪日外国人旅行者)を含めた旅行者を呼び込む取組が国内で進められています。

本市においても、グリーン・ツーリズム等、森林資源を活用した観光への取組が期待されています。

イ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴う関連施設の木質化の取組により、木材利用が見直されています。

また、選手村(ビレッジプラザ)の建築物に全国の木材を活用し、大会後は使用した木材をレガシーとして後利用する「日本の木材活用リレー ～みんなで作る選手村ビレッジプラザ～」に参加し、さがみはら津久井産材の知名度の向上が図られることが期待されています。

ウ 森林環境教育等の充実

平成28(2016)年5月に閣議決定された「森林・林業基本計画」における「森林環境教育等の充実」の項では、ESD(持続可能な開発のための教育)の視点を考慮しつつ、教育関係者等と連携して、森林環境教育等を充実することとされました。これを踏まえ、持続可能な社会の構築に果たす森林・林業の役割や木材利用の意義に対する市民の理解と関心を高める取組が求められています。

エ 持続可能な開発目標(SDGs : Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標(SDGs)は、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴールから構成され、地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っています。

森林は、17の目標のうち目標15「陸の豊かさを守ろう」として位置付けられており、「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。」に関連しています。

また、森林ビジョンの取組は目標6「安全な水とトイレを世界中に」、目標7「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標12「つくる責任つかう責任」、目標13「気候変動に具体的な対策を」等として示されている目標の達成にも貢献するものであり、持続可能な森林の保全、再生及び活用が求められています。*

* 各施策に特に関連の深いSDGsのゴールについては、「5. 重点事項について」「6. その他の基本施策について」「7. 持続可能な開発目標(SDGs : Sustainable Development Goals)と施策との関連性」に記載しています。

図 SDGsの17のゴール（出典：国際連合広報センターWEBサイト）



(3)相模原市の林業に関する周辺環境の変化等

市内の林業振興につながる変化として、緑区鳥屋の貯木場の完成や高品質・多品種の製材が可能な製材工場の稼働、大規模バイオマス発電所への低質材供給の実現が図られています。

ア 津久井貯木場の完成

平成30(2018)年11月に神奈川県森林組合連合会津久井貯木場が開設され、本市や近隣町村を含めた各地で生産される木材が市内で取引されるようになりました。従来は秦野市にある市場まで運搬が必要でしたが、市内の貯木場で効率的に運搬・販売することが可能となりました。



神奈川県森林組合連合会津久井貯木場

イ 高品質・多品種の製材が可能な製材工場の稼働

さがみはら津久井産材を始めとする神奈川県産材や近隣都県の木材を集材し、JAS規格材等高品質な製材が可能な工場が平成22(2010)年から市内(緑区長竹)で稼働しています。周辺の中小製材工場と連携しながら、効率的な生産に取り組んでいます。

ウ 大規模バイオマス発電所への低質材供給の実現

製材等に適さない低質材については、近隣市の木質バイオマス発電所に出荷する取組が開始されました。「(1)森林・林業に係る制度の動向」で述べたように、バイオマス材の需要が高まり、価格も上昇していることから、今後の取引の活性化が期待されます。

3 前期実施計画における取組の評価について

(1) 前期実施計画における進行管理の取組

前期実施計画では、計画の着実な推進を図るため「さがみはら森林ビジョン審議会(以下「審議会」という。)」において、進行管理を行いました。

審議会においては、議論の充実を図るため、平成27(2015)年度から審議会の開催回数を年間2回から3回に増やし、計画の着実な進行管理を行ったほか、審議の参考とするため、毎年、市内の林業関係施設等の視察を行いました。また、進行管理に加えて、林業を取り巻く状況や課題事項等の共有を図るため、テーマを絞った意見交換も行いました。

| 年度 | 開催回数 | 審議内容 | 現地調査(年1回) | 備考 |
|---------------|------|----------------------------------|---------------------------------------|---------------------------|
| H25 (2013) | 2 | 進行管理の方法等 | 市有林整備箇所地 他 | |
| H26 (2014) | 2 | 平成25(2013)年度事業の進行管理 | 木材流通事業所 他 | |
| H27 (2015) | 3 | 平成26(2014)年度事業の進行管理 | 市民の森計画検討地 | |
| H28 (2016) | 3 | 平成27(2015)年度事業の進行管理 | さがみはら津久井産材製学習机天板製造所、林道及び森林施業地(架線での搬出) | さがみはら津久井産材のブランド化についての意見交換 |
| H29 (2017) | 3 | 平成28(2016)年度事業の進行管理 | 相武台まちづくりセンター 他さがみはら津久井産材利用施設 | 森林環境税についての意見交換 |
| H30 (2018) | 5 | 後期実施計画の検討 平成29(2017)年度事業の進行管理 | 製材事業所、県森林組合 連合会津久井貯木場予定地、 森林施業地 | |

(2) 前期実施計画における取組の評価

前期実施計画における、基本方針ごとの取組の状況及び評価は次のとおりです。

「基本方針1 市民への情報提供」について

市ホームページに開設している「さがみはら森林情報館」等を通じた情報発信を行ったほか、NPO法人との協働事業において、様々なイベントでのさがみはら森林ビジョンの周知や、木工体験等を実施し、森林の整備と活用等に関する啓発に取り組みました。

平成30(2018)年度に実施した「市政に関する世論調査」によると、市が木材利用の拡大に取り組んでいることについての認知度は、「よく知っている」と「聞いたことがある」を合わせて13.4%となっており、市民の認知度は低い状態となっていますが、平成27(2015)年度に行った同調査では、11.0%であったことから、わずかながら認知度は高まってきている状況にあります。

【主な課題】

●市の取組の認知度の低さ

⇒より多くの市民に森林や林業等について知ってもらえるよう、引き続き、周知及び啓発を進める必要があります。

●継続的な情報提供を行う場の提供

⇒ホームページを通じた周知のほか、イベント等の市民へ直接情報を提供できる場を継続的に設けて行く必要があります。

【さがみはら森林情報館】



ページ番号1006182

印刷

大きな文字で印刷

私たちの生活を支える森林

再生 1 2 3 4 5 6

URL : <http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/kurashi/kankyo/shinrin/index.html>

「基本方針2 環境教育の推進」について

県内の都市部と緑区の山間部との小学校交流事業、中学生による林業の職業体験教室、登山体験や里山間伐体験等を通じて環境教育を進めることができました。また、ワークショップの開催やガイドブック作成等様々な地域活動を支援することができました。さらに、さがみはら津久井産材を原材料にした児童用学習机の天板の交換を行い、地元の森林の保護・保全につなげるとともに、併せて森林体験や森の授業等を行うことにより、子どもたちの地元への愛着育成や環境教育を進めることができました。

【主な課題】

●環境教育の充実

⇒地域や環境への理解を深めるため、地域資源である森林や木材を生かした環境教育をより一層進めることが望まれます。

●活動フィールドの整備

⇒市民や団体が主体となって森林で活動するための支援が求められています。



さがみはら津久井産材製学習机と子どもたち

「基本方針3 市民と森林の接点づくり」について

自然環境に対する意識の醸成や林業の普及啓発を行うため、石老山周辺(緑区寸沢嵐)を「(仮称)相模原市市民の森」として、平成28(2016)年度には基本計画を策定し、NPO法人等との協働による森林体験イベントの開催等を通じて、市民が森林と触れ合う機会の提供を行うことができました。

(仮称)相模原市市民の森の整備に向けた取組

| | H29(2017)年度 | R1(2019)年度(目標) |
|-------|--|------------------------|
| 年度別指標 | 活動プログラムの検討 モデル事業の実施 | 活動プログラムの検討 モデル事業の実施 |
| 実績 | (仮称)相模原市市民の森クラブの発足 及び活動プログラムの検討(3回) モデル事業の実施(1回) | |

※前期実施計画において令和元(2019)年度の目標を施設整備着手としていましたが、平成29年(2017)3月策定の「(仮称)相模原市市民の森基本計画」において、平成29(2017)年度～令和元(2019)年度はソフト整備への取組を先行して行うこととなったため、年度別指標の再設定を行いました。

また、県の制度の運用を中心に取り組んだ企業との協働による森林づくりに向けた取組については、目標の達成には至りませんでした。

市内における「ネーミングライツ森林」の増加に向けた取組

| | H29(2017)年度 | R1(2019)年度(目標) |
|-------|---------------------|--------------------|
| 年度別指標 | 面積 116.8ha 件数 9件 | 面積 198ha 件数 18件 |
| 実績 | 面積 89.3ha 件数 7件 | |

※神奈川県森林再生パートナー制度における実績の推移を踏まえ、平成27(2015)年度の指標を前年度の実績に1件(11ha)加えた数値とし、以降、毎年度同様の数値を積み上げて指標とすることとしました。(平成28(2016)年度実績8件105.8ha)

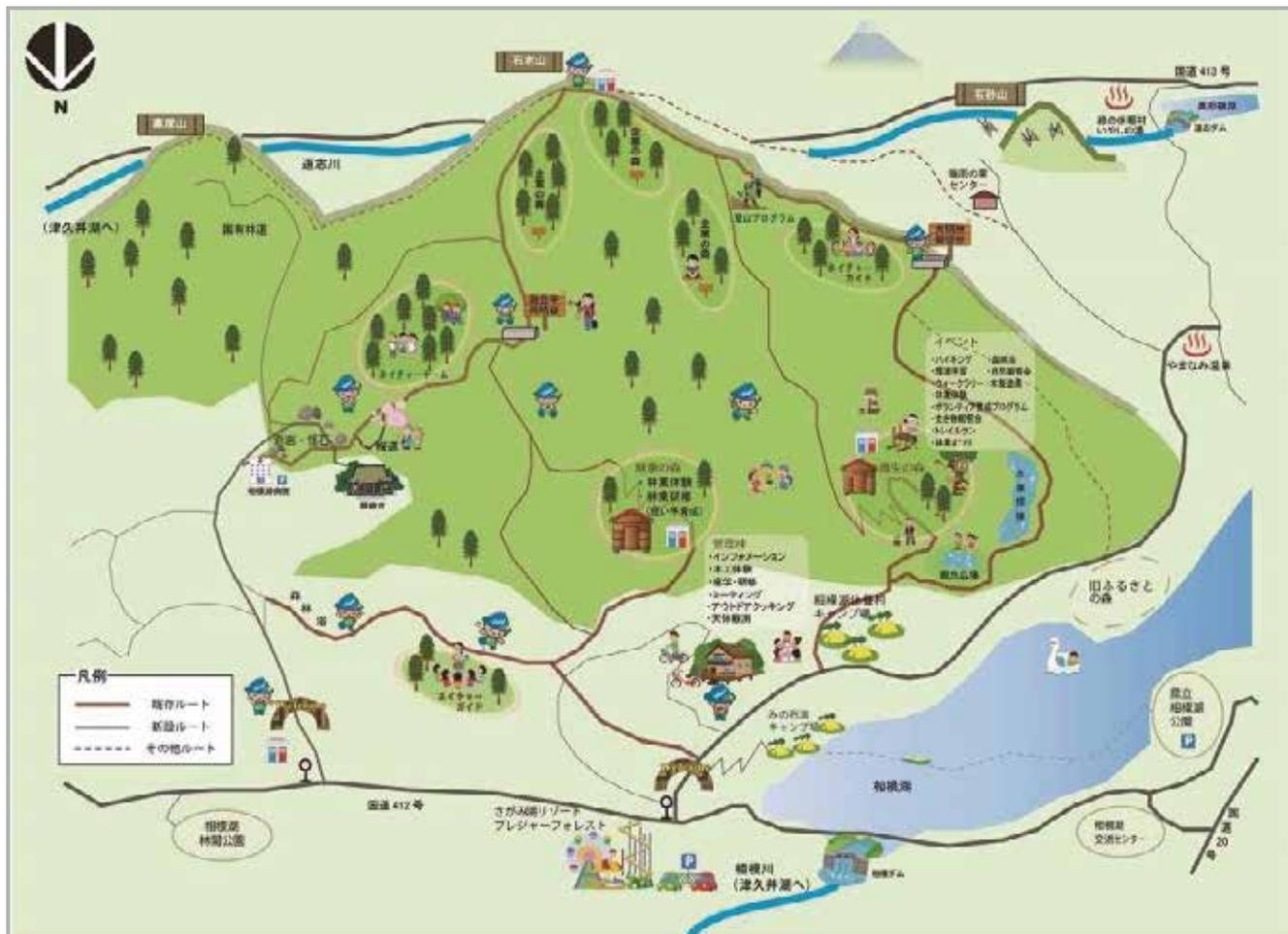
その他、都市地域と森林地域の交流を育む効果を期待できるものとして、里地里山体験ツアー等に取り組む地域協議会に対して支援を実施したほか、八王子市等の周辺自治体と連携しながら、各地域が持つ森林等の自然資源を生かした観光PRに取り組むことで、観光客の誘致を図りました。

あわせて、森林保全の未来の担い手の育成・支援をすることを目的に「森づくりボランティア講座」の開催等、様々な取組を実施しました。

【主な課題】

- 市民が森林と触れ合う機会の継続した提供
⇒「(仮称)相模原市市民の森」の持続可能な活動及び運営のため、活動プログラムや運営体制の充実を図って行く必要があります。
- 企業との協働による森林づくりの促進
⇒企業との協働による森林づくりを進めるため、市独自の企業の森の創設に向けた取組を推進する必要があります。
- 多様な主体との連携した取組
⇒引き続き、地域や多様な組織等と連携しながら、市民と森林の接点づくりを進めて行くことが求められます。

図 市民の森の将来像(イメージ)(出典：(仮称)相模原市市民の森基本計画)



「基本方針4 木材等の利活用の推進」について

森林所有者、林業事業者等の取組により、目標を達成することができました。「津久井産材利用拡大協議会」は、「木質バイオマス利活用に関する協議会」を統合し、さがみはら津久井産材の流通拠点の整備や、知名度の向上によるブランド化に向けた検討等が進められました。その結果、同協議会において平成29(2017)年6月から、津久井産材産地証明制度の運用が開始されました。また、平成30(2018)年11月には、広域的な木材の流通拠点となる神奈川県森林組合連合会津久井貯木場が緑区鳥屋に開設されました。

さがみはら津久井産材利用拡大に向けた取組

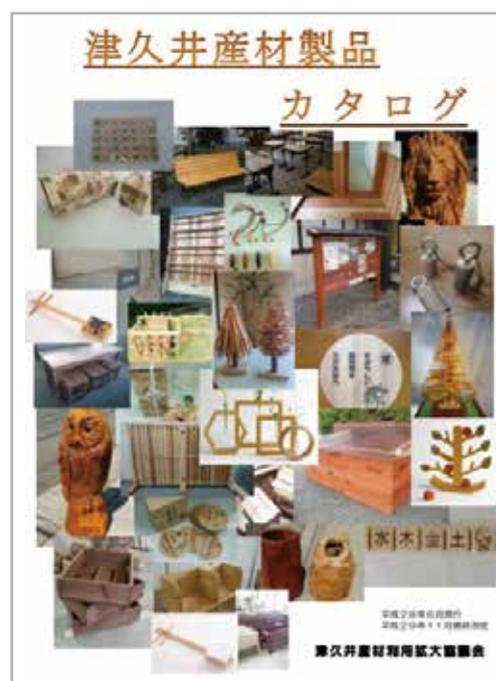
| | H29(2017)年度 | R1(2019)年度(目標) |
|-------|--|--|
| 年度別指標 | ○さがみはら津久井産材素材生産量 3,200 m ³ | ○さがみはら津久井産材素材生産量 3,600 m ³ |
| 実績 | ○さがみはら津久井産材素材生産量 3,924 m ³ | |

また、「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針」(平成25(2013)年1月策定)に基づき、公共施設の内装材、備品等へのさがみはら津久井産材の使用等、木質化に積極的に取り組むとともに、市ホームページを通じて「津久井産材製品カタログ」や「津久井産材産地証明制度」等の木材の利用に係る情報を広く発信する等、木材の利用拡大への取組を進めました。木質バイオマスの活用については、生産コストや供給体制の構築等が課題となることが検討の結果明らかになったため、こうした課題に対する対応の動向を注視しながら木材の多様な利用のための技術・商品開発を促進していきます。

また、神奈川県が実施するかながわ森林塾についての周知啓発に取り組み、市内の林業従事者の増加を図りました。その他、効率的な森林整備を行うための施業集約化の推進に向け、研修を行う等の支援を実施するとともに、円滑な森林施業や、搬出作業の負担軽減を図るため、市営林道等の適切な維持・管理に取り組みました。



さがみはら津久井産材の杉



津久井産材製品カタログ

【主な課題】

●さがみはら津久井産材の需要の拡大

⇒さがみはら津久井産材の利用に向け地産地消を促進するとともに、広域的な需要の拡大に向けた新たな取組や商品開発を支援することが望まれます。

●素材生産量の向上

⇒森林整備により産出される木材の経済利用を推進し、生産性の向上を目指していく必要があります。

●施業集約化の推進の支援

⇒小規模・分散している森林を取りまとめ、効率的に整備を図る施業集約化の推進をより一層支援することが求められています。

●人材の育成、担い手の確保

⇒将来に渡って林業を支える人材の育成、担い手の確保や林業事業体の安定的な経営に向けた支援等、市独自の取組を進める必要があります。

「基本方針5 森林環境の保全・整備」について

神奈川県「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」及び同実行計画に基づく森林整備事業については、水源の森林エリアの私有林では森林所有者からの整備の要望が少なく、目標達成には至りませんでした。地域水源林エリアの市有林の森林整備面積はおおむね目標を達成し、水源かん養機能等の公益的機能の高い森林づくりに寄与しました。また、市街地周辺の森林についても、整備に向けた取組を進めました。

水源の森林づくり事業及び地域水源林整備に向けた取組

| | H29(2017)年度 | R1(2019)年度(目標) |
|-------|---|--|
| 年度別指標 | 【水源の森林づくり事業】 管理された森林面積 7,350ha 実績進捗率 75.3% 【地域水源林整備の支援】 整備面積 145.8ha(市有林) 21.0ha(私有林) 事前調査4.0ha(特別緑地保全地区等) | 【水源の森林づくり事業】 管理された森林面積 8,170ha 実績進捗率 83.7% 【地域水源林整備の支援】 整備面積 169.5ha(市有林) 24.6ha(私有林) 0.88ha(特別緑地保全地区等) |
| 実績 | 【水源の森林づくり事業】 管理された森林面積 6,600ha 実績進捗率 68.7% 【地域水源林整備の支援】 整備面積 143.6ha(市有林) 20.8ha(私有林) 事前調査3.53ha(特別緑地保全地区等 (目標との差は公募面積と実測との差による)) | |

※「特別緑地保全地区等」については、前期実施計画において令和元(2021)年度の目標を22,6haと設定しましたが、平成26(2014)年度に事業計画を修正したことに伴い、整備箇所が変更となったため、新たな整備箇所を対象とする年度別指標の再設定を行いました。

市民生活を守る森林の保全・育成として、シカの捕獲・駆除等の鳥獣被害対策を進めるとともに、健康被害をもたらすスギやヒノキの花粉発生源対策のため花粉の少ないスギや広葉樹への植え替え等を進めました。これらの対策は継続的な対応が不可欠なことから、引き続き取り組んでいきます。

【主な課題】

● 森林所有者への意識啓発の促進

⇒所有者に対し、整備の責務や補助制度等について周知・啓発を行い、森林の公益的機能を維持し適切な整備を推進する必要があります。

● 素材生産量の向上

⇒森林整備により産出される木材の経済利用を推進し、生産性の向上を目指していく必要があります。

● 市街地周辺の森林の整備

⇒住宅地に近い森林の整備について、適正な管理を実施することが求められています。

● かながわ水源環境保全・再生施策大綱の終了後の継続した森林整備

⇒神奈川県「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」及び同実行計画に基づく森林整備等の関係施策については、令和8(2026)年度までが計画期間となっていることから、計画の継続を求めるとともに、代替する事業について検討する必要があります。



津久井湖

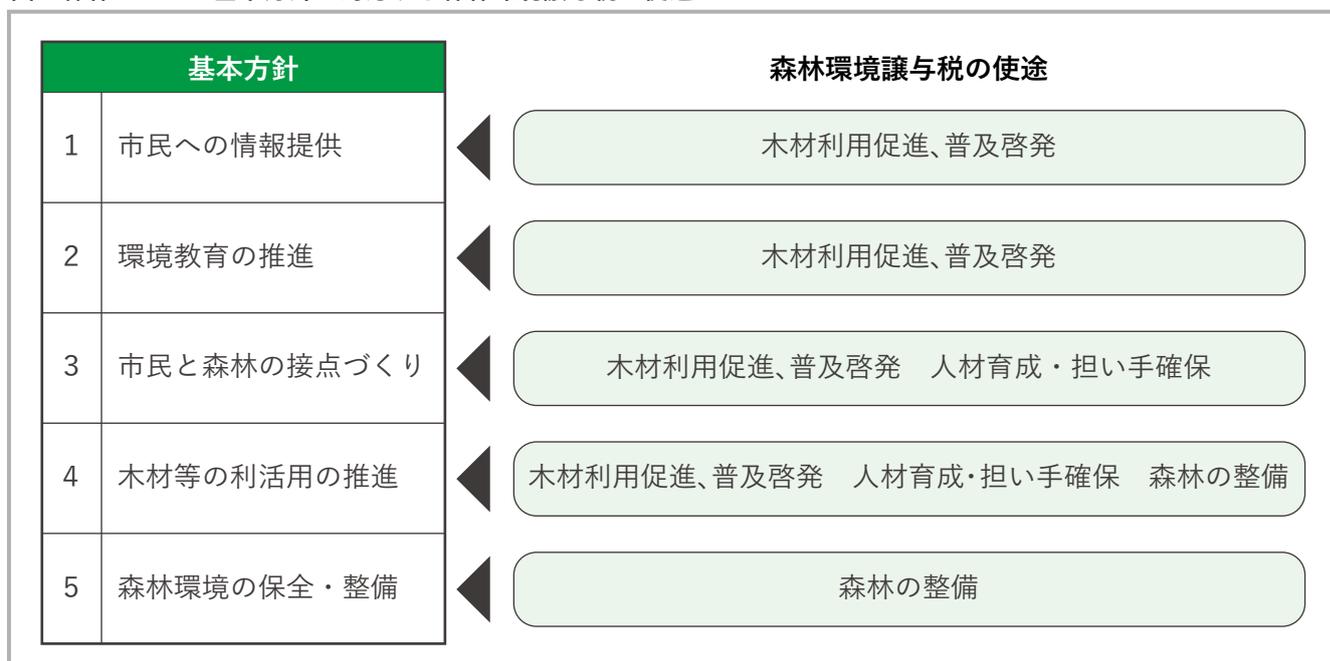
4 後期実施計画における取組について

前期実施計画では、森林ビジョンの5つの基本方針と12の基本施策の着実な実現のため、構成する50の事業に取り組んできました。

後期実施計画では、前期実施計画における取組状況の評価や、森林・林業に係る制度の動向、社会情勢の変化等を踏まえ、優先的に取り組むべき事業を選定します。

また、森林環境譲与税の用途として示されている間伐、人材育成・担い手確保、木材利用促進、普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に係る取組について、体系的に進めるため、後期実施計画をその活用指針として位置付けます。

図 森林ビジョン基本方針と対応する森林環境譲与税の用途



5 重点事項について

後期実施計画では、森林ビジョンの実現に向けて、計画的な施策実施が必要と思われる事項を、主な取組項目ごとに次のとおり重点事項として設定します。

重点事項では、基本的に中間目標値、最終目標値を掲げ具体的施策を推進しますが、目標値の設定ができない事項については、取組事項の進行管理を行います。

後期実施計画における重点事項の選定理由

| 基本方針 | | 基本施策 | | 主な取組項目 | 前期 | 後期 | 選定理由 |
|------|-------------|------|------------------------|---|----|----|--|
| 1 | 市民への情報提供 | ② | イベント等の開催による普及・啓発活動の推進 | 市民向け森林体験教室等の開催の促進 | | ● | (新規) ・認知度向上のための周知啓発の強化 |
| | | | | 催し物等での情報提供の推進 | | ● | |
| 2 | 環境教育の推進 | ③ | 「木育」の推進 | 材料としての木材の良さや、その利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動(木育)の推進 | | ● | (新規) ・学習机の天板交換事業の普及促進 |
| 3 | 市民と森林の接点づくり | ① | 市民が森林と触れ合う機会の創出 | 市有林等を活用した「市民の森」の整備の検討 | ● | ● | (継続) ・森林・林業に係る周知啓発 ・取組の拡充の必要性 |
| | | ③ | 多様な主体との協働による森林づくり体制の強化 | 市民や企業等多様な主体との協働による森林整備の推進 | ● | ● | (継続) ・企業との協働による森林整備の推進 |
| 4 | 木材等の利活用の推進 | ① | 木材の利用拡大 | 材質に応じた木材流通の最適化の促進 | ● | ● | (継続) ・林業振興のための取組強化 |
| | | | | 公共建築物への利用促進 | ● | ● | |
| | | | | 地産地消の促進 | ● | ● | |
| | | | | 木材の多様な利用のための技術・商品開発の促進 | ● | ● | |
| | | ② | 木材の安定供給体制構築に向けた取組 | 施業集約化の推進 | | ● | (新規) ・効率的な森林施業の支援強化 ※林地台帳の活用等 |
| 5 | 森林環境の保全・整備 | ① | 健全な森林の促進・育成 | 適切な森林管理の推進 | ● | ● | (継続) ・森林の持つ公益的機能の維持・向上 ・林業振興のための取組強化 |

後期実施計画における施策体系と重点事項

| 森林ビジョン 掲載内容 | | | | | |
|---------------------|-------------------|--------------------------|---|----|---|
| 基本方針 | 基本施策 | 主な取組項目 | 重点事項 | | |
| | | | 前期 | 後期 | |
| 「知る」アプローチ | 1 市民への情報提供 | ① ホームページ等多様な媒体による情報発信の推進 | 森林づくり活動等の情報を提供する ポータルサイトの開設・運営 | | |
| | | ② イベント等の開催による普及・啓発活動の推進 | 市民向け森林体験教室等の開催の促進 催し物等での情報提供の推進 | | ● |
| | 2 環境教育の推進 | ① 児童・生徒の環境教育の推進 | 森林をフィールドとした体験学習の推進 地域の自然や森林と人の暮らし等、 郷土に学ぶ活動の推進 | | |
| | | ② 市民主体による環境教育の推進 | 市民が主体となっていく体験活動・ 交流活動の場としての森林の活用促進 | | |
| | | ③ 「木育」の推進 | 材料としての木材の良さや、その利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動(木育)の推進 | | ● |
| | 3 市民と森林の接点づくり | ① 市民が森林と触れ合う機会の創出 | 市有林等を活用した「市民の森」の整備の検討 都市のみどりの保全・再生の推進 | ● | ● |
| | | ② 都市地域と森林地域をつなぐ交流の推進 | 里地里山の保全、再生及び活用の推進 地域資源や人材を活用した体験・交流型プログラムの開発の推進 | | |
| | | ③ 多様な主体との協働による森林づくり体制の強化 | 市民や企業等多様な主体との協働による森林整備の推進 森林ボランティアやインストラクターの育成・支援の推進 | ● | ● |
| | 4 木材等の利活用の推進 | ① 木材の利用拡大 | 材質に応じた木材流通の最適化の促進 | ● | ● |
| | | | 公共建築物への利用促進 | ● | ● |
| | | | 地産地消の促進 | ● | ● |
| | | | 木材の多様な利用のための技術・商品開発の促進 | ● | ● |
| ② 木材の安定供給体制構築に向けた取組 | | 効率的な木材生産システムの開発・導入促進 | | | |
| | | 路網整備の推進 | | | |
| | | 施業集約化の推進 | | ● | |
| 5 森林環境の保全・整備 | ① 健全な森林の保全・育成 | 林業の担い手育成 | | | |
| | | 技術開発のためのモデル団地の設定 | | | |
| | | 適切な森林管理の推進 | ● | ● | |
| | ② 市民生活を守る森林の保全・育成 | 森林所有者への意識啓発 | | | |
| | | 森林の現況把握とモニタリングの推進 | | | |
| | | 鳥獣被害対策の推進 | | | |
| | | 花粉症対策の推進 | | | |
| | | 不法投棄対策の推進 | | | |
| | | 残土処分地等の開発事業対策の推進 | | | |

(1)重点事項①【基本方針1—基本施策② イベント等の開催による普及・啓発活動の推進】

| 森林ビジョン掲載内容※ | | 現状 (平成30(2018) 年度) | 中間目標 (令和5(2023) 年度) | 目標 (令和9(2027) 年度) |
|-------------------|---|--------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 主な取組項目 | 掲載内容 | | | |
| 市民向け森林体験教室等の開催の促進 | 市民向けの森林講座や体験イベントの開催、催し物等での情報提供の促進に取り組みます。 | イベント開催回数 1回/年 | イベント開催回数 4回/年 | イベント開催回数 5回/年 |
| 催し物等での情報提供の推進 | | イベント参加回数 1回/年 | イベント参加回数 2回/年 | イベント参加回数 2回/年 |

※森林ビジョンから転載(一部加工)。以下同じ。

SDGsのゴール



【具体的取組】

市民への普及・啓発活動としてイベント開催回数を令和5(2023)年度までに年4回、令和9(2027)年度までに年5回、イベント参加回数を令和9(2027)年度までに年2回の参加を定着させることを目標とします。

- さがみはら森林ビジョンやさがみはら津久井産材を広く市民に向けてPRできるイベント等への参加や、より関心の高い人に向けて、「(仮称)相模原市市民の森」での森林体験イベント等を開催し、普及・啓発の促進に取り組みます。
- 津久井産材利用拡大協議会と連携し、効果的な普及・啓発の検討を行います。



木材普及啓発イベントの様子「川崎駅北口通路」

(2)重点事項②【基本方針2—基本施策③ 「木育」の推進】

| 森林ビジョン掲載内容 | | 現状 (平成30(2018) 年度) | 中間目標 (令和5(2023) 年度) | 目標 (令和9(2027) 年度) |
|---|---|---|--|-----------------------------------|
| 主な取組項目 | 掲載内容 | | | |
| 材料としての木材の良さや、その利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動(木育)の推進 | 市内の森林から供給される木材の良さやその利用の意義を幅広く市民が学ぶことのできる活動を促進します。 | さがみはら津久井産材製学習機の天板 津久井地域の小学校へ導入※ ・導入学校数 8校 ・導入枚数 1,413枚 | さがみはら津久井産材製学習機の天板 ・津久井地域の小学校へ導入 ・その他の地域の小学校へ導入 | さがみはら津久井産材製学習機の天板 市内小学校へ導入 |

※「導入校数」及び「導入枚数」は「津久井産天板交換等委託事業」の実績を記載。

SDGsのゴール



【具体的取組】

さがみはら津久井産材製の学習機は、令和9(2027)年度までに、津久井地域の小学校への整備を終えることを目標とし、その他の地域の小学校については、令和5(2023)年度までに導入を開始することを目標とします。

- 市内の小学校の学習機の天板について、段階的にさがみはら津久井産材製のものと交換していきます。また、交換に併せて、子どもたちに天板製作や森林の役割等について説明していきます。

【さがみはら津久井産材製の学習機天板の導入実績】

平成25(2013)年度から平成30(2018)年度までに13校、1,853枚が導入されています。

- 平成25(2013)年度から平成27(2015)年度まで(220枚)

協働事業(間伐材商品開発事業):新宿小学校、緑台小学校、相原小学校

- 平成27(2015)年度及び平成28(2016)年度(220枚)

環境省事業(民間団体):千木良小学校、若松小学校

- 平成29(2017)年度から(1,413枚)

津久井産天板交換等委託事業:川尻小学校、湘南小学校、藤野北小学校、藤野小学校、津久井中央小学校、串川小学校、内郷小学校、鳥屋小学校

(3)重点事項③【基本方針3—基本施策① 市民が森林と触れ合う機会の創出】

| 森林ビジョン掲載内容 | | 現状 (平成30(2018) 年度) | 中間目標 (令和5(2023) 年度) | 目標 (令和9(2027) 年度) |
|-----------------------|--|---|---|--|
| 主な取組項目 | 掲載内容 | | | |
| 市有林等を活用した「市民の森」の整備の検討 | 市有林や財産区有林等公有林等を活用した「市民の森」の整備について検討します。 | イベント開催回数 1回(2コース)/年 イベント参加者数 42人/年 | イベント開催回数 4回/年 イベント参加者数 80人/年 森林活動をサポートする施設の段階的整備(民間施設の活用を含む。) | イベント開催回数 5回/年 イベント参加者数 100人/年 森林活動をサポートする施設の段階的整備(民間施設の活用を含む。) |

SDGsのゴール



【具体的取組】

(仮称)相模原市市民の森におけるイベントについて、令和5(2023)年度までに4回の開催、80人の参加、令和9(2027)年度までに5回の開催、100人の参加を目標とします。あわせて、令和5(2023)年度からは森林活動をサポートする施設の段階的な整備を目標とします。

- 「(仮称)相模原市市民の森基本計画」に基づき、市民主体によるソフトの整備を先行するとともに、森林活動をサポートする施設については、ソフト事業の熟度を踏まえ、段階的な整備(民間施設の活用を含む。)に取り組みます。
- 市民の多様な森林体験活動に対するニーズに対応できるよう、運営体制の充実を図り、活動プログラムの拡充に努めます。
- (仮称)相模原市市民の森の魅力を高めるため、様々な観光施設や近隣の民間レジャー施設等との連携した事業展開について検討します。
- 市民主体による持続的な運営に必要な組織体制の整備や担い手の育成・財源の確保等に努めます。



(仮称) 相模原市市民の森でのイベントの様子

(4)重点事項④【基本方針3—基本施策③
多様な主体との協働による森林づくり体制の強化】

| 森林ビジョン掲載内容 | | 現状 (平成30 (2018)年度) | 中間目標 (令和5 (2023)年度) | 目標 (令和9 (2027)年度) |
|---------------------------|--|--------------------------|---------------------------|-------------------------|
| 主な取組項目 | 掲載内容 | | | |
| 市民や企業等多様な主体との協働による森林整備の推進 | 水源地域の住民と都市地域の住民との協働による水源林づくりや交流・体験事業等、市民や企業等多様な主体との協働による森林づくりを推進します。 | 相模原市型「企業の森」の制度検討 | 相模原市型「企業の森」協定企業数3社(累計) | 相模原市型「企業の森」協定企業数5社(累計) |

SDGsのゴール



【具体的取組】

企業との協働による森林整備を推進するため、相模原市型「企業の森」を整備し、令和5(2023)年度までに3社、令和9(2027)年度までに5社の企業との協定を締結することを目標とします。

- 市有林を活用した相模原市型「企業の森」の制度化と、計画期間中の協定締結を図ります。
- (仮称)相模原市市民の森内の市有林を、「企業の森」として活用し、企業からの寄附をその運営の財源とすることについて検討を行います。
- 市ホームページに開設している「さがみはら森林情報館」を通じてPR等を行うほか、効果的な周知方法について検討を行います。

【参考】神奈川県「森林再生パートナー制度」による「ネーミングライツ森林」

■制度概要

神奈川県による企業・団体と共に森林の再生に取り組む制度です。企業・団体は森林整備等の費用を寄附することによって、森林におけるネーミングライツを取得できるほか、森林づくり活動等へ参加することができます。

■市内のネーミングライツ森林(平成29(2017)年度3月時点)

| 会社名 | 森林名 | 会社名 | 森林名 |
|----------------|-----------|---------------|------------|
| (株)湘南リビング新聞社 | リビング新聞の森林 | (株)野本建設 | 野本建設の森 |
| (株)サンケイリビング新聞社 | | (株)カナエル | カナエルの森 |
| (一社)神奈川県法人会連合会 | 法人会の森 | 伯東(株) | 伯東の森 |
| JXTG エネルギー(株) | ENEOSの森 | キリンビール(株)横浜工場 | キリン神奈川水源の森 |

(5)重点事項⑤【基本方針4—基本施策① 木材の利用拡大】

| 森林ビジョン掲載内容 | | 現状 (平成30(2018) 年度) | 中間目標 (令和5(2023) 年度) | 目標 (令和9(2027) 年度) |
|------------------------|---|--|--|--|
| 主な取組項目 | 掲載内容 | | | |
| 材質に応じた木材流通の最適化の促進 | 供給側、需要側双方への情報提供等により、供給された木材の質や量に応じた最適な需要との結びつき等を促します。 | | | |
| 公共建築物への利用促進 | 公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)が平成22年10月に施行され、低層の公共建築物の木造化を図ることが示されています。本市においても、国・県の動向を踏まえて方針等の策定※を検討するとともに、今後も公共建築物への木材利用を推進します。 | さがみはら 津久井産材 素材生産量 3,730m ³ | さがみはら 津久井産材 素材生産量 3,830m ³ | さがみはら 津久井産材 素材生産量 3,930m ³ |
| 地産地消の促進 | 地域の木でつくる家づくりや家具づくり、津久井産木材のブランド化等、木材の利用拡大に係る民間事業者の取組を促進します。 | 津久井産材 産地証明制度 流通確認証 発行件数 12件 | 津久井産材 産地証明制度 流通確認証 発行件数 17件 | 津久井産材 産地証明制度 流通確認証 発行件数 21件 |
| 木材の多様な利用のための技術・商品開発の促進 | カーボン・オフセットは、低炭素社会へと転換する上で重要な手法の一つであることから、市民・事業者と連携し、市独自の市民・事業者参加システムを構築し、有効活用に取り組みます。 紙の原料となるパルプ、燃料となるペレットやバイオエタノールへの利用等、他産業との連携についても視野にいれ、地場産木材の多様な利用のための技術・商品開発等の検討を積極的に推進します。 | 流通量 438m ³ | 流通量 612m ³ | 流通量 756m ³ |

※「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針」を平成25(2013)年1月に策定

SDGsのゴール



【具体的取組】

さがみはら津久井産材素材生産量については、流通活性化への取組の成果を勘案し、段階的な増加を目指し、令和5(2023)年度は3,830 m³、令和9(2027)年度は3,930 m³を目標とします。

津久井産材産地証明制度流通確認証の発行件数及び流通量については、発行件数は毎年1件、流通量は1件当たり36 m³の増加を目指し、令和5(2023)年度は年間17件612 m³、令和9(2027)年度は年間21件、756 m³を目標とします。

●津久井産材利用拡大協議会への支援等を通じて、次の取組を進めます。

- ・木材利用の拡大を進めるため、運営支援を行うとともに、事務局機能の強化を促します。
- ・さがみはら津久井産材の利用拡大に向けた需給に関する情報交換を進めるとともに戦略的な取組についての検討を促します。
- ・生産から加工、販売に至るサプライチェーンの構築等林業振興に向けた更なる検討や取組を促します。

- 神奈川県森林組合連合会が緑区鳥屋に開設した津久井貯木場の積極的な利用を促します。
- 「相模原市公共施設における木材の利用促進に関する基本方針」に基づき、公共施設の木造化と、床、腰壁等の内装や外装への木質化を推進し、庁用備品等についても、木製品の購入を進めます。
- さがみはら津久井産材の民間利用を進めるため、さがみはら津久井産材製品の製作事業者のPR等、民間事業者の取組を支援します。
- さがみはら津久井産材のブランド化と普及を推進するため、さがみはら津久井産材の愛称等を定めます。
- 木材の多様な利用のため、関係事業者等と連携し、付加価値の高い商品開発等を促進するとともに、木質バイオマスの利活用に関する情報収集や検討を行っていきます。
- 地産地消を基本としつつ、より一層の林業振興を図るために、首都圏全域をターゲットにした効果的なPRや戦略的な販売に取り組みます。



2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会選手村
(ビレッジプラザ)



橋本こどもセンター(緑区橋本)

(6) 重点事項⑥【基本方針4—基本施策② 木材の安定供給体制構築に向けた取組】

| 森林ビジョン掲載内容 | |
|------------|---|
| 主な取組項目 | 掲載内容 |
| 施業集約化の推進 | 森林組合等と協力しながら、境界の明確化や森林所有者の合意形成等集約化の推進に取り組めます。 |

SDGsのゴール



【具体的取組】

施業集約化の推進については、林業事業者への支援が主な取組となるため、具体的な目標の設定は行わず、効率的な森林施業に向けた支援を継続的に行っていきます。

- 効率的な森林施業及び持続可能な森林経営に有効な施業集約化の促進のため、林地台帳を活用した林業事業者への支援を行うとともに、森林組合等と協力しながら森林所有者への周知啓発に取り組めます。
- 林業事業者等が行う森林経営計画の策定のための森林経営管理法を活用した施業集約化の支援、個別相談等の支援を継続的に行っていきます。

(7)重点事項⑦【基本方針5—基本施策① 健全な森林の保全・育成】

| 森林ビジョン掲載内容 | | 現状 (平成30(2018) 年度) | 中間目標 (令和5(2023) 年度) | 目標 (令和9(2027) 年度) |
|------------|--|--|--|--|
| 主な取組項目 | 掲載内容 | | | |
| 適切な森林管理の推進 | 森林所有者や森林組合等の事業者と協力して、人工林及び里山林(天然林)の適切な森林管理の推進に取り組みます。特に、水源地域の森林整備については、神奈川県「水源の森林づくり事業」と連携して進めるものとします。 | 【私有林整備事業】 整備面積 1,127ha 【市有林整備事業】 整備面積 149.8ha | 【私有林整備事業】 整備面積 1,262ha 【市有林整備事業】 整備面積 193.4ha | 【私有林整備事業】 整備面積 1,370ha 【市有林整備事業】 整備面積 241.6ha |

SDGsのゴール



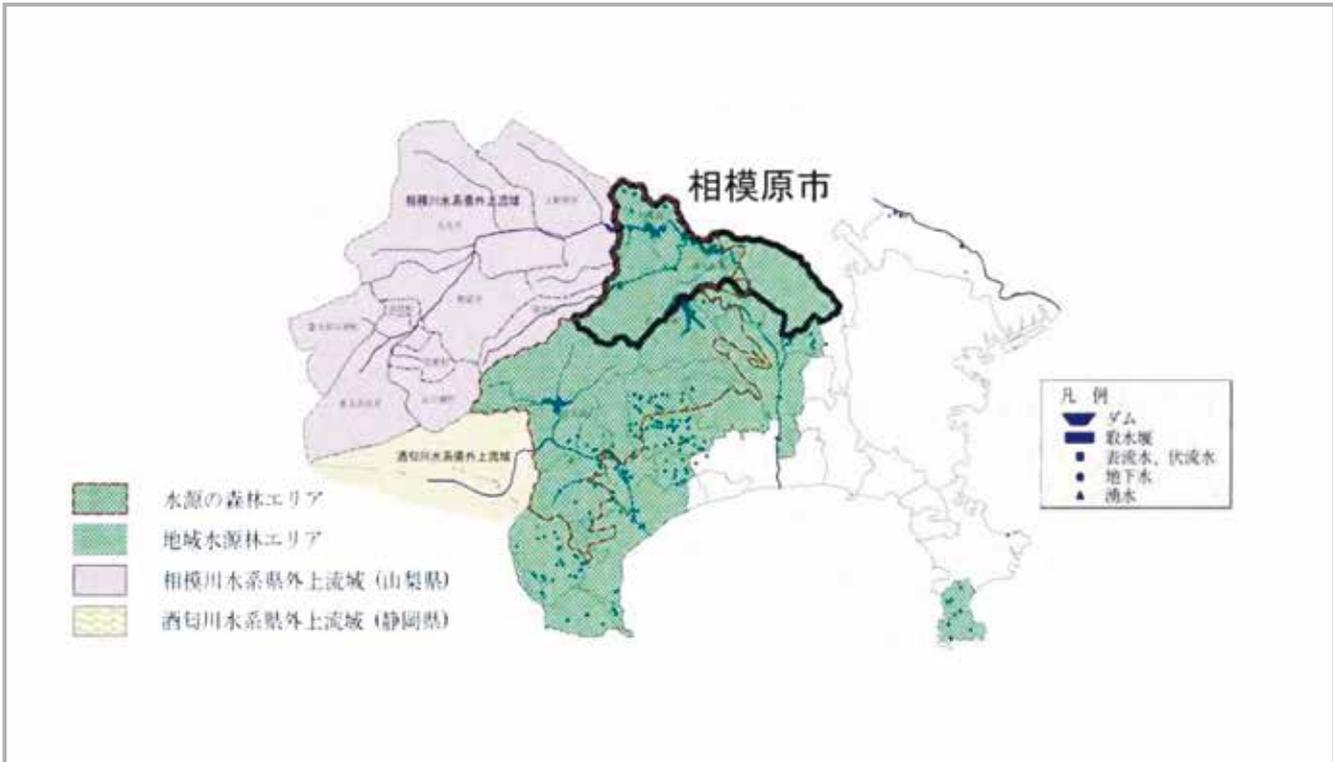
【具体的取組】

「かながわ水源環境保全・再生実行計画」の目標面積に基づき、計画面積(公簿面積)と、実測による整備面積との相違等を考慮し、私有林整備事業については、令和5(2023)年度は1,262ha、令和9(2027)年度は1,370haを目標とし、市有林整備事業については、令和5(2023)年度は193.4ha、令和9(2027)年度は241.6haを目標とします。

- 水源保全地域(水源の森林エリア、地域水源林エリア)においては、令和8(2026)年度を時限とする神奈川県の「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」及び同実行計画に基づく水源の森林づくり事業等、関係施策との連携を軸に取組を進めます。
- 令和9(2027)年度以降については、神奈川県の水源の森林づくり事業等の森林整備事業が存続しない場合は、それに代わる新たな事業について検討を行います。

- 小規模な里地里山や市街地の樹林地等は、適正な管理の推進に取り組みます。
- ナラ枯れ等の原因となる病害虫については、発生箇所における重症化の防止と被害の拡大予防のため、必要な対策を講じます。
- 森林経営管理法等による計画的な森林整備を図るとともに、森林・林業に習熟した人材の活用について県や森林組合等と連携して取り組みます。

図 水源の森林エリアと地域水源林エリア(出典：かながわ水源環境保全・再生施策大綱)



6 その他の基本施策について

次に掲げる基本施策については、具体的な目標は設定しませんが、基本方針ごとに取り組む方向性や概要について次のとおりとします。

(1) 市民への情報提供

| 森林ビジョン掲載内容 | | |
|------------------------|-------------------------------|--|
| 基本施策 | 主な取組項目 | 内容 |
| ホームページ等多様な媒体による情報発信の推進 | 森林づくり活動等の情報を提供するポータルサイトの開設・運営 | 市内の森林や木材に関する情報、森林づくり活動等のイベント情報を提供するポータルサイトを立ち上げる等、森林やボランティア活動等に関心のある市民等を対象とした情報提供に取り組みます。広報紙等による情報提供も行い、市民全体への森林に対する関心の呼び起こしに取り組みます。また、災害や危険箇所に加え、森林に入る際の注意点や必要な準備等の危機管理の情報や市内外の方々が森林に親しむために必要な情報の提供体制の整備についても検討します。 |

SDGsのゴール



【検討・取組事項】

- ▶平成23(2011)年度に市ホームページ内に開設した「さがみはら森林情報館」の情報発信力を強化していくために、以下の項目について検討を行います。

<掲載情報の拡充>

- ・(仮称)相模原市市民の森に係る情報の充実
- ・さがみはら津久井産材の利用促進に向けた情報の充実
- ・環境教育プログラムや関連事業の案内
- ・関連イベントの実施報告 等

<情報提供の拡大>

- ・外部サイト(一般社団法人相模原市観光協会や公益財団法人相模原市まち・みどり公社等の行政関連機関のホームページや市内NPO・木材・林業関係のホームページ)との相互リンク、バナー掲載 等

- ▶森林情報館の掲載内容については、随時更新を行い、鮮度の高い情報の提供に努めます。

(2)環境教育の推進

| 森林ビジョン掲載内容 | | |
|----------------|---|---|
| 基本施策 | 主な取組項目 | 内容 |
| 児童・生徒の環境教育の推進 | 森林をフィールドとした体験学習の推進 | 森林をフィールドとした体験学習や林業体験、森林を活用した自然観察会等、子どもたちの体験学習の推進に取り組みます。地域の自然や森林とともに生きてきた人々の暮らし、文化等に触れ、郷土に学ぶ活動を推進します。市有林や財産区有林等の公有林を子どもたちの身近な学びの場、遊びの場として活用することについて検討します。 |
| | 地域の自然や森林と人の暮らし等、郷土に学ぶ活動の推進 | |
| 市民主体による環境教育の推進 | 市民が主体となって行う体験活動・交流活動の場としての森林の活用促進 | 市民が主体となって各地で行う子どもや高齢者等を対象とした体験活動・交流活動の場として、森林を活用することを促進します。 |
| 「木育」の推進【再掲】 | 材料としての木材の良さや、その利用の意義を学ぶ、木材利用に関する教育活動(木育)の推進 | 市内の森林から供給される木材の良さやその利用の意義を幅広く市民が学ぶことのできる活動を促進します。 |

SDGsのゴール



【検討・取組事項】

- 現在取り組んでいる森林をフィールドとした体験活動等の取組を引き続き実施するとともに、新たな事業展開にも努めます。
- 児童、生徒に対して、森林・林業について学ぶ環境教育や職業体験教室等を実施します。
- (仮称)相模原市市民の森の活動を通じて、市民や活動団体等が主体的に行う森林を活用した体験活動や交流活動を促進します。
- 市内の森林や木材を利用した「木育」の推進に引き続き取り組みます。



間伐体験

(3) 市民と森林の接点づくり

| 森林ビジョン掲載内容 | | |
|------------------------|---------------------------------|---|
| 基本施策 | 主な取組項目 | |
| 市民が森林と触れ合う機会の創出 | 都市のみどりの保全・再生の推進 | 「人々に潤いとやすらぎを与え、都市の生態系にも影響を与える貴重なみどり」の保全・再生を推進します。 |
| | | 「市民緑地、ふれあいの森、保存樹林・樹木、緑地協定等の緑地保全制度の推進・充実」、「森づくりパートナーシップ推進事業等による市民協働の緑地の維持管理」に取り組みます。 |
| | | 眺望スポットの整備、登山道の整備、森林セラピーロードの認定等、市民と森林の多様な接点の整備を検討します。 |
| 都市地域と森林地域をつなぐ交流の推進 | 里地里山の保全、再生及び活用の推進 | 里地里山の保全、再生及び活用を推進します。 |
| | 地域資源や人材を活用した体験・交流型観光プログラムの開発の推進 | 市民や観光事業者との協働により森林資源や人材を活用した体験・交流型プログラムの開発を進めます。 |
| 多様な主体との協働による森林づくり体制の強化 | 森林ボランティアやインストラクターの育成・支援の推進 | 森林ボランティアやインストラクターの育成・支援に取り組みます。 |

SDGsのゴール



【検討・取組事項】

- 都市と自然等、地域の特色を生かした市民と森林の接点づくりに向けた取組を推進します。
- 都市の緑地の保全や適正な維持管理等、都市のみどりの保全・再生の推進に取り組みます。
- 相模原市観光振興計画等、関連計画に基づく都市と自然を生かしたグリーン・ツーリズム等の推進を図ります。
- 近隣市と連携しながら、森林等を生かした「広域観光周遊ルート」等、地域と人をつなぐルートづくりを推進します。
- 市民や企業等多様な主体との協働による森林整備を円滑に進めていくため、NPOやボランティア等の交流や連携を促します。

(4) 木材等の利活用の推進

| 森林ビジョン掲載内容 | | |
|-------------------|----------------------|---|
| 基本施策 | 主な取組項目 | |
| 木材の安定供給体制構築に向けた取組 | 効率的な木材生産システムの開発・導入促進 | 津久井地域では急峻な地形が多い等特有の地形条件があることから、市内の森林の条件を踏まえた最適な木材生産作業システム(架線系の高性能林業機械等)の開発・導入を促進します。 |
| | 路網整備の推進 | 木材生産作業システムに応じた路網(配置、規格等)の整備に取り組みます。 既設の市営林道等木材生産や森林管理に必要な道路については、地域関係者との連携を図りつつ、適切な維持・管理に努めます。 |
| | 林業の担い手育成 | 国や県による人材育成研修等への市内事業者の積極的な参加を促します。 |
| | 技術開発のためのモデル団地の設定 | 木材生産作業システムの開発の試行や技術者・技能者の技術向上のための研修フィールド等としての利用を目的としたモデル団地等の設定を検討します。モデル団地の対象地としては、市有林や財産区有林等の公有林の活用を検討します。 |

SDGsのゴール



【検討・取組事項】

- ▶ 効率的な木材生産システム等について、市と津久井産材利用拡大協議会で協議を進めます。
- ▶ 木材生産や森林管理に必要な既設の市営林道等については、地域関係者・関係機関等と連携しつつ、適切な維持・管理に努めます。
- ▶ 市のホームページ等を通じて、県の森林塾等の研修への参加を促します。
- ▶ 林業従事者の確保、定着及び林業技術の向上や経営者の育成のための支援に取り組みます。
 - ・新規就労者への支援事業
 - ・林業従事者への定着支援事業
 - ・林業従事者への技術向上、資格取得への支援事業 等



林業従事者による森林整備

(5) 森林環境の保全・整備

| 森林ビジョン掲載内容 | | |
|-----------------|-------------------|---|
| 基本施策 | 主な取組項目 | |
| 健全な森林の保全・育成 | 森林所有者への意識啓発 | 既存制度の周知や集約化の徹底を図り、森林所有者への意識の啓発を通じて、森林管理に対する理解の促進に取り組みます。 |
| | 森林の現況把握とモニタリングの推進 | 地理情報システムを活用して、森林、林業等の情報について、県と連携しつつ、データベースの構築を進めます。 市民との協働による生物の生態調査や生息分布のデータベース化等に取り組みます。 |
| 市民生活を守る森林の保全・育成 | 鳥獣被害対策の推進 | 県や近隣自治体、地域住民と連携して新たな対策の実施を推進します。神奈川県「丹沢大山自然再生事業」との連携や「有害鳥獣駆除等対策事業」に取り組みます。 |
| | 花粉症対策の推進 | 九都県市（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）との共同により、発生源対策等（少花粉、無花粉スギへの植替え、スギ材の混交林化等）に積極的に取り組みます。 |
| | 不法投棄対策の推進 | 道路沿いの森林は除伐等を行い見通しのよい環境とするとともに、ボランティアによる監視や積極的なパトロールの実施、多発地への監視カメラの設置等の対策をさらに進め、不法投棄の防止対策に取り組みます。 |
| | 残土処分地等の開発事業対策の推進 | 残土処分場等の建設されやすい林道に比較的近い森林（木材等を生産しやすい立地環境にあり、潜在的な経済価値を持つ森林である場合がある。）に対する適正な整備の推進により、森林所有者の意識啓発に努め、森林環境の保全に取り組みます。 |

SDGsのゴール



【検討・取組事項】

- 森林所有者の経営管理の責務の周知や整備に係る支援制度についての啓発に努めます。
- 森林を保全するとともに、災害に強い森林づくりに向け、適切な整備や造林事業に努めます。
- 森林の国土保全機能を確保するため、県等の関係機関との連携を図ります。
- 鳥獣被害対策、不法投棄対策及び残土処分地等の開発事業対策については、重点事項に示した「適切な森林管理の推進」への取組を進めるとともに、県や市の関連事業等との連携による取組を引き続き推進します。

- ▶ 近年、生息域を拡大しているヤマビルについて、鳥獣被害対策等と連携した効果的な対策を進めます。
- ▶ 花粉症対策については、広域的な取組が必要であることから、引き続き、九都県市における共同取組の中で、花粉症対策苗木の積極的な利用を進めるほか、民間事業者による利用促進に努めます。
- ▶ 市が管理する緑地等については、「緑地管理マニュアル」に基づく適正な保全・管理に取り組みます。また、保全・管理により生じる伐採木等の有効活用に努めます。

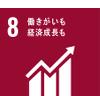


二ホンザル（緑区三井）

持続可能な開発目標(SDGs:Sustainable Development Goals)と施策との関連性

後期実施計画の施策の推進に関連の深いゴールは、次のとおり11ゴールあります。

【SDGsのゴールと後期実施計画の施策との関連性】

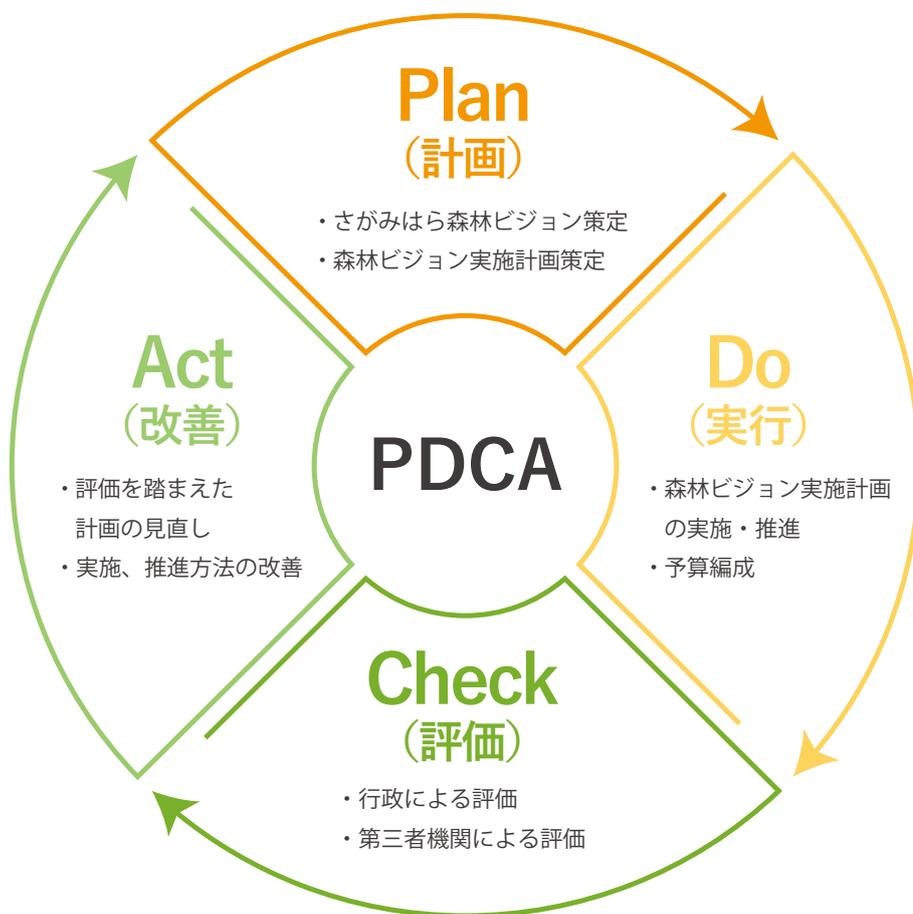
| 関連するSDGsのゴール | | 施策推進による貢献の内容 |
|---|--------------------|---|
|  3 すべての人に健康と福祉を | すべての人に健康と福祉を | <ul style="list-style-type: none"> 森林の適切な管理による水質の浄化 花粉症対策苗木の利用による花粉発生源対策 |
|  4 質の高い教育をみんなに | 質の高い教育をみんなに | <ul style="list-style-type: none"> 「木育」等の環境教育の推進 「(仮称)相模原市市民の森」を活用する森林体験等のイベントの実施 |
|  6 安全な水とトイレを世界中に | 安全な水とトイレを世界中に | <ul style="list-style-type: none"> 水源地の森林の保全・再生による飲料水の安定供給 |
|  7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに | エネルギーをみんなにそしてクリーンに | <ul style="list-style-type: none"> 木質バイオマスの利活用に関する情報収集や検討 |
|  8 働きがいも経済成長も | 働きがいも経済成長も | <ul style="list-style-type: none"> 相模原市型企業の森の検討、整備 施業集約化や担い手育成に向けた支援 |
|  9 産業と技術革新の基盤をつくろう | 産業と技術革新の基盤をつくろう | <ul style="list-style-type: none"> さがみはら津久井産材の利用拡大や生産から加工、販売にいたるサプライチェーンの構築 施業集約化の推進による木材の安定供給体制の構築 |
|  11 住み続けられるまちづくりを | 住み続けられるまちづくりを | <ul style="list-style-type: none"> 「(仮称)相模原市市民の森」の整備等による市民と森林の接点づくり 森林の適切な管理による土砂災害等への対策 |
|  12 つくる責任つかう責任 | つくる責任つかう責任 | <ul style="list-style-type: none"> 環境教育の推進による市民の意識の向上 持続可能な林業の推進による適切な森林管理や木材の安定供給 |
|  13 気候変動に具体的な対策を | 気候変動に具体的な対策を | <ul style="list-style-type: none"> 効率的な森林の管理や木材の利用の拡大によるCO2の吸収 |
|  15 陸の豊かさも守ろう | 陸の豊かさも守ろう | <ul style="list-style-type: none"> 森林の保全、再生及び活用による持続可能な森林経営 |
|  17 パートナーシップで目標を達成しよう | パートナーシップで目標を達成しよう | <ul style="list-style-type: none"> 市民、NPO・森林ボランティア、企業、林業経営体等と連携した各施策の推進 |

8 進行管理と令和10(2028)年度以降について

(1) 実施計画の進行管理について

後期実施計画では、計画の着実な推進を図るため、「さがみはら森林ビジョン審議会」において、PDCAサイクルに基づく進行管理を行い、進行管理の内容については、市民に向けて公表します。

また、実施計画の内容については、おおむね中間時点で見直しを行うこととするほか、社会情勢の変化等に応じて適宜変更、修正を行います。



(2) 令和10(2028)年度以降について

後期実施計画の計画期間終了に併せて、さがみはら森林ビジョンの改定と次期実施計画の策定を行います。

9 資料編

(1) 後期実施計画策定の経緯

| 年月日 | 会議 | 内容 |
|-------------------------|-----------------|--|
| H29.11.17 | 関係課長会議 | ・後期実施計画の策定について (基本的な考え方、検討体制、スケジュール等) |
| H30. 8. 8 | 第1回検討会議 | ・後期実施計画の策定について(検討体制、スケジュール等) ・後期実施計画の検討について |
| H30. 8.27 | さがみはら森林ビジョン審議会 | ・(仮称)さがみはら森林ビジョン後期実施計画について(諮問) ・後期実施計画の策定について(検討体制、スケジュール等) ・後期実施計画の検討について |
| H30. 9.10 | 市内林業事業者等へのヒアリング | ・後期実施計画への意見・要望についてのヒアリング (対象：津久井産材利用拡大協議会構成員) |
| H30. 9.21 | 第1回作業部会 | ・後期実施計画の策定について(検討体制、スケジュール等) ・後期実施計画の検討について |
| H30.10.19 | さがみはら森林ビジョン審議会 | ・施策体系の検討について ・重点事項の方針について |
| H30.11. 9 | 第2回作業部会 | ・施策体系及び重点事項について ・素案(たたき台)の検討について |
| H30.11.30 | さがみはら森林ビジョン審議会 | ・施策体系及び重点事項について ・素案の検討について |
| H30.12.27 | 第3回作業部会 | ・素案の検討について |
| H31. 1.21 | さがみはら森林ビジョン審議会 | ・素案の検討について |
| H31. 2.12 | 第4回作業部会 | ・素案の検討について |
| H31. 2.22 | 第2回検討会議 | ・素案の検討について |
| H31. 3. 1 | さがみはら森林ビジョン審議会 | ・素案の検討について |
| R 1. 7.24 | 答申 | ・(仮称)さがみはら森林ビジョン後期実施計画について(答申) |
| R 1. 9. 5 | 第3回検討会議兼関係課長会議 | ・計画(案)について ・今後のスケジュールについて |
| R 1.10.15 | 事務事業調整会議 | ・計画(案)について |
| R 1.12. 5～ R 2. 1.14 | パブリックコメント | ・計画(案)及び概要版(案)について |

(2) さがみはら森林ビジョン審議会名簿(平成30年8月～令和2年8月)

| 区分 | 氏名 | 所属等 | 備考 |
|----------|--------|--------------------------------|-----|
| 学識経験者 | 土屋 俊幸 | 東京農工大学 大学院 農学研究院 教授 | 会長 |
| 関係団体の代表者 | 佐藤 治男 | 津久井郡森林組合 代表理事組合長 | 副会長 |
| | 淵上 美紀子 | 一般社団法人 さがみ湖 森・モノづくり研究所 代表理事 | |
| | 北村 美仁 | 一般社団法人 相模原市観光協会 専務理事 | |
| | 杉本 貴広 | 有限会社 杉本林業 取締役 | |
| 公募委員 | 齊藤 理沙 | 市内在住 | |

(3) さがみはら森林ビジョン審議会規則

平成25年3月29日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)に基づき設置されたさがみはら森林ビジョン審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市の住民
- (3) 関係団体の代表者

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第5条 審議会の会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(会議の招集の特例)

第6条 委員の任期満了後最初の審議会の会議の招集は、第4条第1項の規定にかかわらず、市長が行う。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、森林整備及び林業振興事務主管課で処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行後最初の審議会の会議は、市長が招集する。

(4) さがみはら森林ビジョン実施計画検討会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、(仮称)さがみはら森林ビジョン後期実施計画(以下「後期実施計画」という。)の策定に向けた庁内の協議及び検討を行うため、さがみはら森林ビジョン実施計画検討会議(以下「検討会議」という。)の設置及び運営に関し、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 後期実施計画に盛り込む施策、対策の検討及び調整に関すること。
- (2) さがみはら森林ビジョン審議会(以下「審議会」という。)への資料提出及び説明に関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、後期実施計画の検討に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、別表第1に掲げる者をもって組織する。

- 2 検討会議には、座長を置く。
- 3 座長は、経済部長をもって充てる。
- 4 座長は、会務を総理する。

(会議)

第4条 検討会議は、座長が招集する。

- 2 座長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(作業部会)

第5条 検討会議に、さがみはら森林ビジョン実施計画作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

- 2 作業部会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 審議会に提出する資料の検討に関すること。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。
- 3 作業部会は、別表第2に掲げる課の長が指名した者をもって組織する。
- 4 作業部会には、作業部会長を置く。
- 5 作業部会長は、津久井地域経済課長をもって充てる。
- 6 作業部会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 7 作業部会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議及び作業部会の庶務は、津久井地域経済課で処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

表第1(第3条関係)

| | | |
|------------|-----------|-----------|
| 企画政策課長 | 産業政策課長 | 廃棄物政策課長 |
| 財務課長 | 雇用政策課長 | 緑区役所区政策課長 |
| 公共建築課長 | 商業観光課長 | 学務課長 |
| 市民協働推進課長 | 農政課長 | 学校教育課長 |
| 健康増進課長 | 環境政策課長 | 生涯学習課長 |
| こども・若者政策課長 | 水みどり環境課長 | 津久井地域経済課長 |
| 環境経済総務室長 | 津久井地域環境課長 | |

表第2(第5条関係)

| | | |
|-----------|----------|----------|
| 企画政策課 | 産業政策課 | 廃棄物政策課 |
| 財務課 | 雇用政策課 | 緑区役所区政策課 |
| 公共建築課 | 商業観光課 | 学務課 |
| 市民協働推進課 | 農政課 | 学校教育課 |
| 健康増進課 | 環境政策課 | 生涯学習課 |
| こども・若者政策課 | 水みどり環境課 | 津久井地域経済課 |
| 環境経済総務室 | 津久井地域環境課 | |

(5)用語の解説

【か行】

カーボンオフセット

日常生活や経済活動において避けることのできない二酸化炭素(CO₂)等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動(森林整備等)に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

(仮称)相模原市市民の森

市民をはじめとした多くの人に豊かな自然に触れる機会を提供するとともに、水源地域の森林を守り、育てる体験を通じて自然環境に対する意識の醸成や林業の普及啓発を図ることを目的に、石老山一帯の区域を設定している。平成29年3月に「(仮称)相模原市市民の森基本計画」を策定。

管理された森林面積

水源の森林づくり事業において、土地所有者等と整備の契約を締結した面積。整備に未着手の場所も含める。

企業の森

企業が保全や整備を行っている森林。企業による森づくりの取組は、森林の保全・整備に限らず、森づくりを通じて社員やその家族に対する環境教育、地域住民などの交流の場となっている。

神奈川県産材

神奈川県内で生産された木材のことで、県内では「かながわ県産木材産地認証制度」がある。品質基準を満たし、製品検査などを経て合格した製品には、かながわ県産木材品質認証マークが添付されている。

かながわ水源環境保全・再生施策大綱

将来にわたり県民が必要とする良質な水の安定的確保を目的とした、水源環境保全・再生施策を総合的・体系的に推進するための取組の基本的考え方や分野ごとの施策展開の方向性などを示した神奈川県計画。(計画期間は平成19年度から令和8年度まで)

花粉症対策苗木

ほとんど、又は、全く花粉をつくらない品種の苗木。

間伐材

木の生長に伴い、さらに大きな木を育てるために混みすぎた林の立木を一部抜き伐りする間伐によって生産された木材。

九都都市

埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市・相模原市で構成される組織。共有する膨大な地域活力を生かし、共同して広域的課題に積極的に取り組むことを目的としている。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

高性能林業機械

従来のチェーンソーや刈払機等の機械に比べて、作業の効率

化、身体への負担の軽減等、性能が著しく高い林業機械。20年ほど前から開発・普及が進められており、主な高性能林業機械として、フェラーバンチャ、プロセッサ、ハーベスタ、タワーヤーダなどがある。

広域観光周遊ルート

テーマ性・ストーリー性を持った一連の魅力ある観光地をネットワーク化した観光ルート。

【さ行】

再生可能エネルギーの全量買取制度(FIT)

再生可能エネルギー源(太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス)を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者調達を義務付けるもの。

相模原市公共施設における木材の利用の促進に関する基本方針

公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律(平成22年法律第36号)第8条第1項の規定に基づき、神奈川県が定めた「公共施設の木造・木質化等に関する指針」に即して同法第9条第1項の規定に基づく市町村方針として平成25年1月1日に策定。

さがみはら津久井産材

相模原市内で生産された針葉樹、広葉樹等の木材。

サプライチェーン

川上側の林業と川中・川下側の木材関連産業(製材、加工、販売)の木材流通の一連のつながりのこと。

市民緑地(県・市の制度)

「都市緑地法」に基づき、土地所有者と地方公共団体等が契約を締結し、緑地等を公開する制度。この制度により、都市に残るみどりが、自治会やボランティア団体等の管理により保全され、市民が憩いの場として利用できる公開された緑地として提供される。

準耐火建築物

火災による延焼を抑制するために主要構造部を準耐火構造とするなどの措置を施した建築物。

森林環境税・森林環境譲与税

平成31年度税制改正において創設された新税。森林環境税は国内に住所を有する個人に対して課税され、税率は年額1,000円。国税であるが、市町村から個人住民税均等割と併せて賦課徴収される。ただし、東日本大震災を教訓とした防災施策に係る財源確保のための個人住民税均等割の税率の引上げ(年額1,000円)が終了した後に課税が開始されるため、国民に税負担の増減は生じない。なお、森林環境税の収入額に相当する額が、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税として譲与される。

森林インストラクター

森林を利用する一般の人に対して、森林や林業に関する知識や技術を伝えるとともに、森の案内や森林内での野外活動の指導を行う者。平成17年度から環境教育等促進法に基づく「人材認

定等事業」として、環境大臣並びに農林水産大臣の登録をうけて一般社団法人全国森林レクリエーション協会が「資格試験」を実施している。この試験に合格・登録すると森林インストラクターの称号を使用することができるようになる。

森林経営管理法

適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者に集積・集約するとともに、それができない森林の経営管理を市町村が行うことで、森林の経営管理を確保し、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることを目的とした法律。平成31年4月1日施行。

森林経営計画

「森林所有者」又は「森林の経営の委託を受けた者」が、自ら森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について作成する5年を1期とする計画。一体的なまとまりを持った森林において、計画に基づいた効率的な森林の施業と適切な森林の保護を通じて、森林の持つ多様な機能を十分に発揮させることを目的としている。

森林再生パートナー制度

神奈川県による企業・団体が森林保全へ参加する制度。企業・団体が一定の費用を県などに寄付することによって、企業は一定の範囲の森林におけるネーミングライツを取得できるほか、CSR活動の場として活用することなどができる。

森林塾

神奈川県による、林業会社への新規就業希望者や既就業者を対象に、技術レベルに応じた研修を行う制度。

森林の有する地球温暖化防止や災害防止・国土保全、水源かん養等の様々な多面的機能

森林が有している生物多様性保全、地球環境保全、土砂災害防止機能、土壌保全機能、水源涵養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能といった、人間の生活に多面的に貢献している機能。

森林法

森林の保続培養と森林生産力の増進を図るため、森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めたもの。

森林ボランティア

自主的に森林づくり(森林整備)に参加し、自らの責任において判断し、行動する市民または市民グループの一員。

森林・林業基本計画

森林・林業基本法に基づき、森林・林業をめぐる情勢の変化等を踏まえ、おおむね5年ごとに変更する、日本の森林・林業施策の基本方針を定めるもの。

水源環境保全税

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」及びそれに基づく「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」における水源環境の保全・再生に向けた取組を推進するための財源として、神奈川県が賦課する個人県民税の超過課税。

水源の森林づくり事業

良質で安定的な水を確保するため、水源の森林エリアを設定し、私有林の公的管理・支援を行い、森林の持つ公益的機能の向上を目指す神奈川県の制度。

水源保全地域

神奈川県外の上流域を含めたダム上流域を中心とする、河川及び地下水の取水地点の集水地域全体をいう。

整備面積

森林整備を行なった面積。

石老山

相模原市内に位置する、関東百名山の一つであり、山中には奇岩、巨岩が点在しており、富士山、南アルプス、高尾山、相模湖、東京スカイツリーなどが一望できるハイキングコースがある。

施業集約化

林業の労働生産性の向上のためには、機械を有効に利用し、事業量を確保することが重要であるが、そのためには路網整備が不可欠である。効率的に路網を整備するためには、小規模な林地を面的にとりまとめる必要がある。「施業集約化」とは森林所有者へ路網整備を含めた施業の提案を行い、林地を「集約化」し、効率的な施業を行なうこと。

素材生産

木を伐採し、造材して素材(丸太)を生産すること。

【た行】

津久井産材産地証明制度

さがみはら津久井産材の名称の普及や、流通の促進を図ることを目的に平成29年6月1日に津久井産材利用拡大協議会によって整備された制度。流通の過程において、各事業者が署名・捺印することで、さがみはら津久井産材として証明される。

津久井産材利用拡大協議会

さがみはら津久井産材の利用拡大を進めるため、平成25年に関係事業者等により組織された協議会。平成27年に津久井産材利用拡大促進協議会から名称を変更している。

地域水源林整備

地域水源林エリアを設定し、私有林の適切な森林整備を支援する神奈川県の制度。また、水源の森林エリアと地域水源林エリアにおいて市が主体的に行う市有林の森林整備についても、県が補助を行う。

貯木場

木材を一時的あるいは長期にわたって貯材する施設・場所。貯木場を利用することで、まとまった量の木材を効率的に取り扱うことができる。

低質材

建築用材や土木用材に向かない、細くて曲がり等のある形状の木材。

特別緑地保全地区

都市における良好な自然的環境となる緑地であり、建築行為など一定の行為を制限することにより、保全されている地区。

【な行】

ナラ枯れ

体長5mm程度の甲虫である「カシノナガキクイムシ(Platypus

quercivorus)」がナラやカシ類等の幹に侵入して、「ナラ菌 (Raffaelea quercivora)」を樹体内に持ち込むことにより、ナラやカシ類の樹木を集団的に枯死させる現象(ブナ科樹木萎凋病)。

ネーミングライツ森林

施設等の名称にスポンサー企業の社名やブランド名を付与する権利。本実施計画では、企業等の団体から森林整備等のための費用の寄付を受ける代わりに、一定の範囲の森林においてスポンサー企業に命名権を与えること。

【は行】

バイオエタノール

植物資源を原料としたエチルアルコール。化石燃料のように枯渇せず、ガソリンに混ぜて自動車用燃料として使用できるが、トウモロコシなど食料や飼料として利用できる資源からつくると、食料価格の高騰や森林伐採などの問題を招く可能性があるため、廃木材や藻類など食料と競合しない原料が注目されている。

ふれあいの森

市民がみどりに親しみ、ふれあえる森として、また市街地の緑地の保全を目的として開放している緑地。

ベレット

木材を細かい顆粒状まで砕き、それを圧縮して棒状に固めて成形したものをいい、燃料として使用される。原料は製材におけるおがくずや端材などが利用されることが多い。

【ま行】

未来投資戦略2018

政府が2018年度に力を入れて取り組んでいく方向性をまとめたもの。2018のテーマは「Society 5.0、データ駆動型社会への変革」。

木育

子どもから大人までを対象に、木材や木製品との触れ合いを通じて木材への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義、自然への親しみを学んでもらうための教育活動。

木質バイオマス・木材バイオマス発電施設

「再生可能な、生物由来の有機性資源(化石燃料は除く)」のことをバイオマス呼び、このうち木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。また、木質バイオマスを用いた発電施設を「木質バイオマス発電施設」と呼ぶ。

木質バイオマス利活用に関する協議会

木質バイオマスの利活用の検討を行うため、平成25年に関係事業者等が自主的に協議することを目的として組織された協議会。平成27年に「津久井産材利用拡大促進協議会」と合併した。

森づくりパートナーシップ推進事業

市民等が行う緑地等の管理・保全活動について、市民と市が相互の役割等の協定を締結し、パートナーシップにより緑地等の適正な維持管理を行う。

【ら行】

緑地管理マニュアル

市が管理する緑地について、樹木の高木化や老木化などに伴う日照障害や倒木リスク等の課題の解消に向けて、効率的・効果的な維持管理を実施していくための指針。

林地残材

立木を伐採・搬出する際に林地に残される枝・葉・梢端など。木質バイオマスとしての利用可能性が期待されている。

林地台帳制度・林地台帳

市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する制度。平成28年5月の森林法の改正において創設された。

路網整備

森林内にある公道、林道、作業道の総称を路網といい、森林施業を効率的に行うために、これらを整備すること。

【その他】

CLT(直交集成板)

「Cross Laminated Timber」の略で、ひき板(ラミナ)を繊維方向が直交するように積層接着した木材製品。

ESD(持続可能な開発のための教育)

「Education for Sustainable Development」の略で、「持続可能な開発のための教育」と訳されている。環境、貧困等の様々な地球規模の課題を自らの課題として捉え、自分にできることを考え、身近なところから取り組むことにより、課題解決につながる価値観や行動を生み出し、持続可能な社会の創造を目指す学習や活動。

JAS製品

農林物資の規格化等に関する法律に基づく日本農林規格(Japanese Agricultural Standard)の規格に適合した農・林・水・畜産物及びその加工品のこと、JASマークと呼ばれる規格票を付けた出荷・販売が認められている製品。

LVL(単板積層材)

「Laminated Veneer Lumber」の略で、木材を薄く剥いた単板を3枚以上、繊維方向が平行になるよう積層接着した製品。

PDCAサイクル

Plan(計画)⇒Do(実行)⇒Check(評価)⇒Action(評価)を繰り返すことにより業務を円滑に実行するための管理手法で、政策評価や品質管理などによく活用される。

SDGs

「Sustainable Development Goals」の略で、「持続可能な開発目標」と訳されている。国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成される国際目標。地球上の誰一人として取り残さない(leave no one behind)ことを誓っている。

さがみはら森林ビジョン後期実施計画

発行日/令和2年3月

発行/相模原市 環境経済局 経済部 津久井地域経済課

〒252-5172 相模原市緑区中野6-3-3番地

TEL : 042-780-1401

E-mail : tsukui-keizai@city.sagamihara.kanagawa.jp
